

法助動詞と実現性

東 博 通

目 次

1. はじめに
2. 実現性とは
3. 法性の種類と実現性
4. 動的法助動詞と実現性
 - 4.1. can と will の場合
 - 4.2. could と would の場合
5. 単一の出来事 vs. 繰り返しの出来事
6. could の容認可能条件
7. 結び

1. はじめに

F. R. Palmer は一連の著作の中で、法助動詞と実現性 (actuality) の関係に言及し、実現性の含意が法助動詞の容認性に影響を与えることを指摘する⁽¹⁾。例えば、次文の非容認性は、過去の一出来事の実現性が含意される文脈で could が用いられているためであるとする。

(1) *I ran fast, and *could* catch the bus.⁽²⁾

一方、実現性が含意される文脈で、法助動詞の使用が認められる場合がある。

そこで、本稿では、法助動詞のさまざまな用法と実現性との関連を取り上げ、実現性が法助動詞の容認性を決定する上で、どの程度有効な条件になり得るかを検証してみたい。

2. 実現性とは

まず、実現性の意味を確認しておかなければならない。Palmer によれば、実現性とは、ある出来事が過去に生じた、あるいは現在生じてい

る、または未来に生じることを意味する。発話から出来事が生じた (生じている, 生じる) ことが感じられる場合、「実現性が含意される」と言う。逆に、「実現性が含意されない」と言う場合には、その出来事が過去に起こったかどうか、現在起こっているかどうか、未来に起こるかどうか明確でないことを意味する⁽³⁾。

よく似た概念を表すものに、事実性 (factuality) や現実性 (reality) がある。事実性は事態の発生が事実である (であった) ことを意味するのに対し、現実性は事態が現実世界に位置づけられることをいう。

こうした概念は互いに関連してはいるものの、焦点の当て方が異なる。過去時の出来事を例にとれば、実現性はその出来事が実現したかどうかを問題にするのに対し、事実性はそれが事実であったかどうかを問う。一方、現実性はそれが仮想世界 (例えば、仮定や願望, 想念, 判断など) ではなく現実世界の出来事であったかどうかに関わるものである。

3. 法性の種類と実現性

法助動詞が表す法性 (modality) の分類にはいくつかの方法があるが、ここでは、Palmer (1990) に基づき、認識的法性、義務的法性、動的的法性の三種類に分類する。そして、認識的法性を表す法助動詞を認識的法助動詞 (epistemic modal)、義務的法性を表す法助動詞を義務的法助動詞 (deontic modal)、動的的法性を表す法助動詞を動的的法助動詞 (dynamic modal) と呼ぶことにする。

認識的法助動詞は、命題が表す事態の真実性に関する話し手の判断を表す。例えば、(2a) の *may* は、事態の生じる可能性について話し手が不確かな判断を行っていることを示す。また、(2b) の *must* は、*you-be-tired* という命題について、それが真であるとの話し手の確信を表す。

- (2) a. He *may* come tomorrow.
b. You *must* be tired.

このように、*may* や *must* は話し手の主観的な認識世界を表すものであり、これらを含む文からは出来事や状況の実現性は含意されない。

will や *should* が認識的法性を示す場合も同様のことが言える。

- (3) a. That *will* be the milkman.
b. The roads *should* be less crowded today. — OALD

義務的法助動詞は「許可」や「義務」を表す。(4a) の *may* や (4b) の *must* は、それぞれ、話し手が相手に許可を与えたり、義務を課していることを示している。このような *may* や *must* の用法は遂行的用法と呼ばれるが、*should* や *ought to* にはこうした用法はない。

- (4) a. You *may* go now.
b. You *must* keep your promise.
(5) a. You *should* start at once.
b. You *ought to* go and see her.

(5a) の *should* や (5b) の *ought to* は、命題で

ある *you-start-at-once/you-go-and-see-her* の表す状況が発生することを、話し手が望ましいと捉えていることを示している。

「許可」を与えたり、「義務」を課したりすることは、それによって事態が生じることを保証するものではない。従って、実現性は含意されない。

このように、認識的法助動詞や義務的法助動詞は、話し手の推測や確信、あるいは当為判断といった、いわば話者の想念の世界を伝えるものであり、現実世界をありのままに叙述するものではない。従って、そこには実現性の含意はない。

動的的法助動詞は主語の「能力」(6a) や「意志」(6b)、「習慣」(6c)などを表したり、客観的な「可能性」(7a)や、遂行的意味を含まない「許可」(7b)や「義務」(7c)を表す。

- (6) a. She *can* speak Spanish.
b. I *will* go and see him.
c. She *will* spend hours on the telephone.
(7) a. It *can* be quite cold here in winter.
— OALD
b. You *can* smoke here, as far as I know.
— Antinucci and Parisi (1971 : 35)
c. You *must* take your shoes off when you enter the temple.

— Palmer (2001 : 75)

こうした動的的法助動詞は、認識的法助動詞や義務的法助動詞と比較して次の点で異なる。上述のように、認識的法助動詞は文の真理値 (truth value) に関する話し手の主観的な評価を表し、義務的法助動詞は事態が生じることに對する話し手の主観的な捉え方を表す。つまり、これらの法助動詞は話し手の主観性を色濃く含んでおり、法助動詞という名にふさわしい機能を担っている。一方、動的的法助動詞は、主

語について叙述したり、客観的な「可能性」や「義務」を表しており、そこには話し手の主観性はほとんど含まれない。実現性が問題となるのはこの動的法助動詞である。そこで、代表的な動的法助動詞である *can* と *will* とそれらの過去時制形 (past tense form) を取り上げ、その用法と実現性との関係を見ることにする。

4. 動的法助動詞と実現性

4.1. *can* と *will* の場合

まず、*can* を取り上げよう。

Palmer が実現性の含意が認められると指摘する *can* の用法は以下のものである。

(i) 主語の「特徴的な振舞い (性癖)」を表す場合 (Palmer (1977 : 5))

(8) He *can* tell awful lies. — *ibid.*

(ii) 未来の事態と結びついている場合 (Palmer (1990 : 99))

(9) a. John *can* sink the next putt. — *ibid.*
b. Liverpool *can* win the cup next year. — *ibid.*

(iii) 私的動詞 (private verb) と共に用いられている場合 (Palmer (1990 : 86))

(10) I *can* see the moon. — *ibid.*

また、次のような用法にも実現性の含意があると思われる。

(iv) 「能力」を表す場合

(11) She *can* speak Spanish.

(v) 「状況的可能性」を表す場合

(12) It *can* be very cold here at night.

— LDCE

このように、*can* の用法の多くが実現性を含意するが、「許可」を表す *can* にはその含意はないと言ってよい。

(13) You *can* keep it till Saturday.

つまり、許可が与えられたからと言って実現するとは限らないからである。

次に、*will* を見てみよう。*will* には「意志」や「習慣」「特性」を表す用法があることはよく知られている。Palmer (1977 : 17) によれば、*will* が「意志」を表す場合には実現性が含意される。

(14) I *will* take you to the cinema.

このことは、次の会話の例からも明らかである。即ち、B のような応答は認められない。

(15) A : Will you come?

B : *Yes, I *will* but I'm not going to.

— *ibid.*

B は行為を実行する意志を示しておきながら自らそれを否定していることになり、これは矛盾である。因みに、*be willing to* には実現性の含意が存在しないため、次のような表現が可能である。

(16) John *is willing to* come, but he won't/is not going to. — Palmer (1990 : 136)

will が「習慣」や「特性」を表す場合はどうであろうか。それについては Palmer は言及していないものの、次節で見ると、過去形の場合には実現性が含意されることから、現在形についても含意が存在すると判断してよいであろう。

(17) a. She *will* sit for hours doing nothing. 「習慣」

b. Oil *will* float on water. 「特性」

4.2. *could* と *would* の場合

主な法助動詞の過去時制形には *would*, *should*, *might*, *could* の四つがある。過去形法助動詞の用法としては、大きく次の三つが挙げられる。

1) 直説法 (indicative mood) による過去時を示す用法

(18) When I was young, I *could* run fast.

2) 仮定法 (subjunctive mood) による用法

(19) I wish you *wouldn't* smoke so much.

3) 時制の一致による後方転移 (back-shifting) の用法

(20) He said he *might* be late.

このうち、2) の場合には実現性は含意されない。3) については今回の考察から外すことにする。従って、ここでは1) の用法を取り上げたい。

過去形法助動詞のうち過去時を示すものは *could* と *would* である。しかし、その場合でも使い方に制限があり、*would* については「意志」や「習慣」などを表す場合に限られる。*should* については過去時用法はなく、*might* の場合は書き言葉で時たま見られるが、今ではほとんど用いられないと言ってよい⁽⁴⁾。

先ず、*could* の場合を見てみよう。

Palmer (1990:94) は、*could* が過去の習慣的行為を表す場合には、実現性が含意されるとする。

(21) I *could* get up and go to the kitchen whenever I wanted to. — *ibid.*

Palmer は直接触れてはいないが⁵、*could* が私的動詞と共に用いられた場合 ((22a) (22b)) や、過去時の「一般的可能性」を表す用法 ((22c))、過去における主語の「能力」を表す用法 ((22d)) にも実現性の含意が存在すると考えてよい。

(22) a. I *could* see the moon.
— Palmer (1990 : 96)

b. I *could* understand all he said.
— *ibid.*

c. In those days, a transatlantic voyage *could* be dangerous.
— Quirk et al. (1985 : 231)

d. By the time she was eight, she *could* read Greek and Latin. — LDCE

一方、*could* が過去時における「許可」を表す場合は、*can* の場合と同様、実現性は含意されないと考えてよいだろう。

(23) a. There were no rules: we *could* do just what we wanted.
— Quirk et al. (1985 : 231)

次に *would* であるが、Palmer (1990 : 155) は、*would* が過去の習慣を表す場合には実現性が含意されるとする。

(24) . . . and whenever she gardened, she *would* eat with dirt on her calves.
— *ibid.*

would には、また、「固執 (insistence)」を表す用法がある。この場合も、実現性が含意されると言ってよい。

(25) You *would* tell Mary about the party — I didn't want to invite her.
— Swan (2005 : 622)

一方、*would* が「意志」を表すときは、否定辞が付いた場合に限られる。

(26) I invited him to the party, but he *wouldn't* come. — Palmer (1987 : 140)
言うまでもなく、このような文脈では実現性の含意はない。

5. 単一の出来事 vs. 繰り返しの出来事

冒頭で触れたが⁵、Palmer (1990 : 93) は過去の一出来事 (a single event) の実現性が含意される場合には *could* を用いることができなるとする。

(27) (=1) *I ran fast, and *could* catch the bus.⁽⁵⁾

同様のことが *would* についても言える。

(28) a. *I asked him, and he *would* come.
— Palmer (1990 : 154)

b. *I invited him to the party and he *would* come. — Palmer (1987 : 139)

一方、既に見たように、*could* や *would* が過去の習慣的行為を表す場合は、実現性が含意されるにもかかわらず使用が許される。習慣的行為は繰り返し生じた出来事を表し、Palmer のいう「単一の出来事」に当てはまらないからである。このことから、単一の出来事かそれとも

繰り返された出来事か、そのことが過去形法助動詞の容認性を決める条件となる。

では、現在形の場合はどうか。can や will が主語の習慣的行為を表す場合は、単一の出来事ではないため、Palmer の基準 (つまり「一出来事の実現性の含意」) が適用されずに容認可能となる。結果はその通りである。しかし、(14) のように、will が主語の「意志」を示すときは、未来の一出来事を表す。

(29) (= (14)) I *will* take you to the cinema.

同様に、can が未来の出来事と結びついた (9a) や (9b) も単一の出来事を表している。

(30) (= (9a)) John *can* sink the next putt.

(31) (= (9b)) Liverpool *can* win the cup next year.

つまり、単一の出来事の実現性が含意されるにも拘わらず、こうした用法は容認される。

このように、一出来事の実現性が含意されるにも拘わらず、過去時と未来時では法助動詞の容認性に違いがある。Palmer はその理由を「事実性 (factual status)」の観点から説明する⁽⁶⁾。事実性はある状況が事実として存在することをいう。Palmer (2003: 5) によれば、法性の本質は非断定 (non-assertion) である。つまり、「言い切る」ことをしないのである。過去は事実性が確立している。従って、生じたことがはっきりしている一出来事に対して、一種の「ためらい」を表す法助動詞を用いることは適切でない。一方、未来の状況は未だ事実になり得ない。即ち、事実性が確立していない。(29) について言えば、実行する意志があっても必ずしも出来事が実現されるとは限らない。発話時において行為の意志があり、実行に移すことを決意しても、実行できない場合が考えられる。つまり、実現性の含意がありながらも、未来が帯びる不確定さゆえに will の使用が許容される。can の場合も、現在において能力がありながら、未来にその能力を発揮できない可能性が存在する。つま

り、こうした未来の実現性 (future actuality) は、あくまでも予想の範囲でしか成立しないものである。

前節で、can が私的動詞と共に用いられるときは実現性が含意されるを見た。(10) 文を再度ここに示す。

(32) (= (10)) I *can* see the moon.

このような can の用法を更に追加しよう。

(33) a. I *can* hear somebody coming.

— Swan (2005: 222)

b. I *can* smell something burning.

— Palmer (1987: 113)

c. I *can* taste blood running down the back of my throat.

— 安藤 (2005: 276)

これらの文はいずれも、具体的な場面で視覚や聴覚、嗅覚、味覚の機能が発現していることを表しており、明らかに、発話時である現在時において事態が実現している。即ち、(32) では「月が見えている」のであり、(33a) では「誰かがやって来るのが聞こえている」のである。

(33b) (33c) についても同様である。また、can が guess や remember などの動詞と共に用いられた場合も同じことが言える。

(34) a. I *can* guess what you want.

— 安藤 (2005: 276)

b. I *can* remember your grandfather.

— Swan (2005: 102)

つまり、現在という時間領域で一出来事の実現性が確立している。Palmer の基準に照らせば、これらは、当然、排除されて然るべき文である。

これに関する Palmer (1990: 86-7) の説明はこうである。(32) の can には「能力」の意味はほとんどなく、この文は I see the moon. とほぼ同じ意味を表している。つまり、こうした can の用法は慣用的用法 (idiomatic use) であるとする⁽⁷⁾。

これに関連して、*could* が私的動詞と共に用いられた場合を見てみよう。

(35) a. I *could* see the moon.
— Palmer (1987: 118)

b. I *could* understand all he was saying.
— *ibid.*

このような *could* に、「できた」というモデルの意味を認める意見と認めない意見があるが⁽⁸⁾、いずれの見方をするにしても、こうした文には実現性の含意が存在する。つまり、(35a) では「月が見えた」のであり、(35b) では「彼の言ったことを理解した」のである。つまり、過去において一つの出来事が生じたことが含意される。従って、このような *could* の用法も Palmer の基準では説明できない⁽⁹⁾。

6. *could* の容認可能条件

既に見たように、Palmer は過去における単一の出来事の実現性が含意される文脈では *could* を用いることができないとする。

(36) (=1) *I ran fast, and *could* catch the bus.

しかし、Palmer 自身も認めているように、このような *could* の用法は、実際はもっと複雑である。即ち、過去の一出来事の実現性が含意される文脈であっても *could* が容認される場合がある。次は Palmer (1980: 94) からの例である。

(37) a. He was laughing so much he *could* hardly get a word out.
b. He *could* scarcely get a word out.

(37a) (37b) は、ともに、「ほとんど口がきけないほどだった」の意味であるが、「口がきけなかった」と言っているわけではない。つまり、辛うじて事態が生じたのであるから実現性が含意される。次もまた Palmer (1990: 95) からの例である。

(38) a. I *could* almost reach the branch.

b. I *could* nearly reach the branch.

c. I *could* just reach the branch.

(38a) (38b) は「もう少しで枝に手が届くところだった」の意であり、(38c) は「やっとのことで枝に手が届いた」の意である。Palmer はこのような文脈を広い意味での否定的文脈と見なし、こうした文脈では *could* を用いることができるとする。また、次のような場合も、実現性が含意されるにも拘わらず、*could* の使用が許される。

(39) a. I *could* reach the branch because it was loaded down.

— Palmer (1990: 95)

b. I *could* get in, because the door was open. — Palmer (1980: 95)

これらには、「常とは異なる状況であったために出来事が生じた」との含みがある。Palmer (1990: 95) は、このように限定された条件の下で行為が成就したことを表す場合には、*could* を用いることができるとする。

柏野 (2002) の指摘も、一部、Palmer の説明と重なる。つまり、こうした *could* の容認性は、示された例にどれだけ状況を読み込めるかにかかっているとす。即ち、どのような条件の下で行為が成就できたか、その理由が示されるならば *could* の使用が可能であるという。その際、好条件が示されることもあれば、悪条件が示されることもある。或いは、その両方が提示される場合もある。例えば、次の例を見てみよう。いずれも、柏野 (2002: 51-2) からの引用である。

(40) a. The ceiling was very high, but by standing on a chair I *could* reach it.

b. Yesterday I *could* read that book in two hours because my glasses had been properly adjusted; the day before it would have been impossible.

c. She had checked it (*i.e.* a hotel) out

the day before, and *could* walk straight to the ladies' rest room without having to ask for directions.

こうした *could* は一回限りの行為が達成されたことを表しており、Palmer の原則に基づけば、このような文脈で *could* を用いることは許されない。

しかし、(40a) では「天井がとても高かった」ことが行為達成の悪条件として働いており、また、「椅子の上に立つことによって」という表現が行為達成の好条件の役割を果たしている。こうした条件が示されているために *could* の使用が可能であるとする。(40b) では *because* 節が好条件を表し、(40c) では文の前半が好条件として働いている。つまり、「～であるにも拘わらず…することが出来た」、あるいは、「～であったために…することができた」との解釈を許す文脈においては、*could* の使用が許されることになる⁽¹⁰⁾。

ここで、こうした *could* が表す意味の特質について考えてみたい。法助動詞の表す意味には一定の時間的広がりがある。例えば、認識的法助動詞や義務的法助動詞が表す話し手の判断や想いは、発話時を中心として前後に時間的な広がりを持つ。動的法助動詞が表す主語の習慣的行為や特性も同様に時間的広がりを持つ。これは法助動詞の本質的特徴と言える。

では、上で見たような *could* の意味にそうした時間的広がりがあるのだろうか。このことを考える上で、次の比較が参考になる。

(41) (=39) a. I *could* reach the branch because it was loaded down.

b. I *could* get in, because the door was open.

(42) ?I *could* catch the bus because I ran fast.

— Palmer (1990 : 96)

Palmer (1990 : 96) は、(41) と (42) の容認度の差は *could* の後に来る動詞の性質によるとする。(41) は、「枝に手が届く」「中に入る」とい

う行為の可能性がしばらくの間継続していたことを表す。一方、(42) では、「バスを捕まえる」という行為が瞬時的行為であるため、*could* catch は行為の可能性の継続を表すことができない。こうした「可能性の継続」の有無が文の容認性に関係していることを Palmer は指摘する。このことは、このような *could* に多少なりとも法助動詞特有の時間の広がりが含まれることを示している。即ち、*could* の表す状態性と後に続く動詞の瞬時性が相容れないために文の容認度が低下する。

このような見方が正しいとするならば、冒頭に掲げた文の非容認性は、*could* の状態性と *catch* の瞬時性が相容れないことに起因すると考えられる。そうであれば、実現性という概念を持ち出す必要はないであろう。

7. 結び

本稿では、F. R. Palmer の一連の著作の中でたびたび言及されている実現性を取り上げ、法助動詞のさまざまな用法と実現性との関連を考察してきた。認識的法助動詞や義務的法助動詞は文の命題に対する話し手の心的態度を表すものであり、それらを含む文からは実現性は含意されない。一方、動的法助動詞の主な用法は主語について叙述するものであり、こうした用法が実現性と関連することを見た。

単に実現性が含意されるというだけでは法助動詞の容認性を決定する要素にはならない。単一の出来事を表すのか、それとも繰り返された出来事を指すのか、そうした出来事の種類の問題となる。加えて、出来事の発生時が考慮されなければならない。

Palmer は過去時における単一の出来事の実現性が含意される文脈では *could* や *would* は用いられないとする。しかし、そのような基準によって説明できない例がいくつか存在する。

このことは、実現性という概念に基づいて法助動詞の容認性を説明することの限界を示しているように思われる。

注

- (1) Palmer (1974), Palmer (1977), Palmer (1979), Palmer (1980), Palmer (1987), Palmer (1990).
- (2) 例えば, Palmer (1990: 93).
- (3) Palmer (1977: 1).
- (4) Quirk et al. (1985: 232).
- (5) このような could の非容認性については, Quirk et al. (1985: 232), Huddleston and Pullum (2002: 197), Leech (2004: 98), Declerck (1991: 394), Swan (2005: 100) などでも言及されている。
- (6) Palmer (1977: 5).
- (7) Leech (2004: 75) も同様のことを述べており, can が受動的な知覚動詞 (verbs of inert perception) と共に用いられた場合は, 法助動詞としての「能力」の意味が失われ, 知覚している状態を表すとする。一方, 好田 (2009) は Palmer や Leech の見解と異なり, こうした用法の can には「顕在的能力」の意味が認められるとする。
- (8) 例えば, 柏野 (2002), 好田 (2009) はモーダルの意味を認める立場であり, Palmer (1990) や Leech (2004) は, could については明言してはいないものの, can に対してと同様の見解を維持していると思われる。
- (9) Leech (2004: 25-6) は, could が知覚動詞と共に用いられた場合は状態を表し, 単純過去形の場合は出来事を表すとする。
 - a. I *could* hear a door slamming.
 - b. I heard a door slam.
 即ち, (a) はボタン, ボタンとドアの閉まる音が継続して聞こえていたことを表すのに対し, (b) はドアがボタンと閉まるのを聞いたことを示す。
- (10) 柏野 (2002: 63).

参考文献

著書・論文

- 安藤貞雄 (2005) 『現代英文法講義』開拓社, 東京。
- Antinucci, F. and D. Parisi (1971) "On English Modal Verbs". *CLS* 7, 28-39.

- Declerck, R. (1991) *A Comprehensive Descriptive Grammar of English*, Kaitakusha, Tokyo.
- Huddleston, R. and G. Pullum (2002) *The Cambridge Grammar of the English Language*, Cambridge University Press, Cambridge.
- 柏野健次 (2002) 『英語助動詞の語法』研究社, 東京。
- 好田實 (2009) 「?“I could hear a door slam (G. Leech) をめぐって」『英語語法文法研究』16, 開拓社, 東京, 66-80.
- Leech, G. (2004) *Meaning and the English Verb*, 3rd Edition, Longman, London.
- Palmer, F. R. (1974) *The English Verb*, Longman, London.
- Palmer F. R. (1977) "Modals and Actuality", *Journal of Linguistics* 13, 1-23.
- Palmer, F. R. (1979) *Modality and the English Modals*, Longman, London.
- Palmer, F. R. (1980) "Can, Will, and Actuality," in Greenbaum, S, G. Leech and J. Svartvik (eds.), *Studies in English Linguistics*, Longman, London, 91-99.
- Palmer, F. R. (1987) *The English Verb*, 2nd Edition, Longman, London.
- Palmer, F. R. (1990) *Modality and the English Modals*, 2nd Edition, Longman, London.
- Palmer, F. R. (2001) *Mood and Modality*, 2nd Edition, Cambridge University Press, Cambridge.
- Palmer, F. R. (2003) "Modality in English: Theoretical, Descriptive and Typological Issues," in Facchinetti, R., M. Krug and F. Palmer (eds.) *Modality in Contemporary English*, Mouton de Gruyter, Berlin, 1-17.
- Quirk, R., S. Greenbaum, G. Leech and J. Svartvik (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language*, Longman, London.
- Swan, M. (2005) *Practical English Usage*, 3rd Edition, Oxford University Press, London.

辞書

- LDCE = *Longman Dictionary of Contemporary English*, 2009.
- OALD = *Oxford Advanced Learner's Dictionary of Current English*, 2000.